

# 利 用 規 約

利用者は下宿運動公園広場を使用するにあたり  
下記項目を確認し遵守して頂きますようご協力宜しくお願いいたします。

## 記

1. 下宿運動公園広場（以下：広場）内での飲食（飲酒不可）は、ベンチが設置されている場所をお願いいたします。
2. 広場内でのプレーにつきまして、泥酔者、酒気を帯びてのプレー、上半身裸でのプレー又はその他公の秩序もしくは善良な風俗を害する恐れがあるプレーも禁止といたします。
3. 広場での怪我、事故、盗難、紛失、駐車場トラブルなどに関しては一切の責任を負いかねます。  
当事者同士で解決して頂きますようお願いいたします。
4. 利用者又はその他第三者との間で発生した本施設でのトラブルについては一切の責任を負いかねます。  
場合によって、施設側の判断で警察を呼ぶ可能性もございます。
5. **ご利用時間（後片付け時間含む）は厳守**して頂きますようご協力宜しくお願いいたします。  
規約違反を発見した場合、利用を中止させて頂く場合がございます。
6. **広場外（駐車場・歩道等）でのボール使用、ゴミの放置、ペットを連れての広場内入場、その他、迷惑となる行為等は禁止**となります。
7. 令和3年4月1日施行 清瀬市受動喫煙防止条例に伴い、**この敷地において喫煙を禁止**とします。  
※加熱式たばこ等も含む
8. 天災やその他やむを得ない事情により施設の営業を休止することがあります。  
ご利用途中でも施設側から中断、施設クローズをさせていただく場合があります。
9. 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれに準ずる者又はその構成員による施設への入場及び利用は一切禁止といたします。
10. 広場内における自己又は他者の商品の販売や販促等、**営利を目的としたイベント行為等は禁止**といたします。
11. 広場内における政治活動、宗教活動、労働争議、署名活動、勧誘等、若しくはこれらの活動の支援を目的とする行為も禁止といたします。
12. 自動車でお越しの際は、定められた場所に駐車し、路上駐車等は決して行わないでください。
13. **硬球の使用（野球）は禁止**となっております。
14. 忘れ物は約1ヵ月間施設にて保管し、その後東村山警察署へ届け出ております。紛失から1ヵ月以上経過している物につきましては、直接東村山警察署までお問い合わせ下さい。
15. 施設の備品を破損してしまった場合は、速やかに当施設のスタッフにお伝え下さい。  
条例に基づき、原状回復の義務がありますので、修理費用等のご請求をさせていただきます。
16. **一つの施設で複数の団体が活動をする場合（大会や招待試合等）の責任者は、申請団体となります。**  
その他の団体（チーム）又は個人が利用する場合には申請団体の代表者が責任をもってその利用者全員に当規約の内容を説明の上、遵守させてください。

以上

# 利用規約

利用者は下清戸テニスコートを使用するにあたり  
下記項目を確認し遵守して頂きますようご協力宜しくお願いいたします。

## 記

1. 下清戸テニスコート（以下：テニスコート）内での飲料は、水のみとします。  
それ以外の飲料・食事は禁止といたします。コート外での飲食（飲酒不可）の場合は、ゴミは各自でお持ち帰り下さい。
2. テニスコート内でのプレーにつきまして、泥酔者、酒気を帯びてのプレー、上半身裸でのプレー又はその他公の秩序もしくは善良な風俗を害する恐れがあるプレーも禁止といたします。
3. テニスコートでの怪我、事故、盗難、紛失、駐車場トラブルなどに関しては一切の責任を負いかねます。  
当事者同士で解決して頂きますようお願いいたします。
4. 利用者又はその他第三者との間で発生した本施設でのトラブルについては一切の責任を負いかねます。  
場合によって、施設側の判断で警察を呼ぶ可能性もございます。
5. **ご利用時間（後片付け時間含む）は厳守**して頂きますようご協力宜しくお願いいたします。  
規約違反を発見した場合、利用を中止させて頂く場合がございます。
6. **テニスコート外（駐車場等）でのボール使用、ゴミの放置、ペットを連れての入場、その他、迷惑となる行為等**は禁止となります。
7. 令和3年4月1日施行 清瀬市受動喫煙防止条例に伴い、**この敷地において喫煙を禁止**とします。  
※加熱式たばこ等も含む
8. 天災やその他やむを得ない事情により施設の営業を休止することがあります。  
ご利用中でも施設側から中断、施設クローズをさせていただく場合があります。
9. 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれに準ずる者又はその構成員による施設への入場及び利用は一切禁止といたします。
10. テニスコート内における自己又は他者の商品の販売や販促等、**営利を目的としたイベント行為等は禁止**といたします。
11. テニスコート内における政治活動、宗教活動、労働争議、署名活動、勧誘等、若しくはこれらの活動の支援を目的とする行為も禁止といたします。
12. 自動車でお越しの際は、定められた場所に駐車し、路上駐車等は決して行わないでください。
13. ボール等が近隣住民の敷地内に入ってしまった場合は、無断で敷地内に侵入するのは絶対におやめください。
14. ボール等が道路に飛んでしまった場合は、放置せずに速やかにボール等の回収をお願いいたします。
15. 忘れ物は約1ヵ月間施設にて保管し、その後東村山警察署へ届け出ております。紛失から1ヵ月以上経過している物につきましては、直接東村山警察署までお問い合わせ下さい。
16. テニスコートの備品を破損してしまった場合は、速やかに当施設のスタッフにお伝え下さい。  
条例に基づき、原状回復の義務がありますので、修理費用等のご請求をさせていただきます。
17. **一つの施設で複数の団体が活動をする場合（大会や招待試合等）の責任者は、申請団体となります。**  
その他の団体（チーム）又は個人が利用する場合には申請団体の代表者が責任をもってその利用者全員に当規約の内容を説明の上、遵守させてください。

以上

# 利用規約

利用者は下宿第二運動公園を使用するにあたり  
下記項目を確認し遵守して頂きますようご協力宜しくお願いいたします。

## 記

1. 下宿第二運動公園（以下：野球場）内での飲料は、水のみとします。  
それ以外の飲料・食事は禁止といたします。野球場外での飲食（飲酒不可）の場合は、ゴミは各自でお持ち帰り下さい。
2. 野球場内でのプレーにつきまして、泥酔者、酒気を帯びてのプレー、上半身裸でのプレー又はその他公の秩序もしくは善良な風俗を害する恐れがあるプレーも禁止といたします。
3. 野球場での怪我、事故、盗難、紛失、駐車場トラブルなどに関しては一切の責任を負いかねます。  
当事者同士で解決して頂きますようお願いいたします。
4. 利用者又はその他第三者との間で発生した本施設でのトラブルについては一切の責任を負いかねます。  
場合によって、施設側の判断で警察を呼ぶ可能性もございます。
5. **ご利用時間（後片付け時間含む）は厳守**して頂きますようご協力宜しくお願いいたします。  
規約違反を発見した場合、利用を中止させて頂く場合がございます。
6. **野球場外（駐車場等）でのボール・バット使用、ゴミの放置、ペットを連れての入場、その他、迷惑となる行為等は禁止**となります。
7. 令和3年4月1日施行 清瀬市受動喫煙防止条例に伴い、**この敷地において喫煙を禁止**とします。  
※加熱式たばこ等も含む
8. 天災やその他やむを得ない事情により施設の営業を休止することがあります。  
ご利用中でも施設側から中断、施設クローズをさせていただく場合があります。
9. 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれに準ずる者又はその構成員による施設への入場及び利用は一切禁止といたします。
10. 野球場内における自己又は他者の商品の販売や販促等、**営利を目的としたイベント行為等は禁止**といたします。
11. 野球場内における政治活動、宗教活動、労働争議、署名活動、勧誘等、若しくはこれらの活動の支援を目的とする行為も禁止といたします。
12. 自動車でお越しの際は、定められた場所に駐車し、路上駐車等は決して行わないでください。
13. **硬球の使用は禁止**となっております。また、使用団体は必要に応じてフェンス等に適切に人員を配置し、利用者や近隣住民の安全確保を徹底してください。
14. 忘れ物は約1ヵ月間施設にて保管し、その後東村山警察署へ届け出ております。紛失から1ヵ月以上経過している物につきましては、直接東村山警察署までお問い合わせ下さい。
15. 野球場の備品を破損してしまった場合は、速やかに当施設のスタッフにお伝え下さい。  
条例に基づき、原状回復の義務がありますので、修理費用等のご請求をさせていただきます。
16. **一つの施設で複数の団体が活動をする場合（大会や招待試合等）の責任者は、申請団体となります。**  
その他の団体（チーム）又は個人が利用する場合には申請団体の代表者が責任をもってその利用者全員に当規約の内容を説明の上、遵守させてください。

以上

# 利 用 規 約

利用者は中央公園テニスコートを使用するにあたり  
下記項目を確認し遵守して頂きますようご協力宜しくお願いいたします。

## 記

1. 中央公園テニスコート（以下：テニスコート）内での飲料は、水のみとします。
2. テニスコート内でのプレーにつきまして、泥酔者、酒気を帯びてのプレー、上半身裸でのプレー又はその他公の秩序もしくは善良な風俗を害する恐れがあるプレーも禁止といたします。
3. テニスコートでの怪我、事故、盗難、紛失などに関しては一切の責任を負いかねます。  
当事者同士で解決して頂きますようお願いいたします。
4. 利用者又はその他第三者との間で発生した本施設でのトラブルについては一切の責任を負いかねます。  
場合によって、施設側の判断で警察を呼ぶ可能性もございます。
5. **ご利用時間（後片付け時間含む）は厳守**して頂きますようご協力宜しくお願いいたします。  
規約違反を発見した場合、利用を中止させて頂く場合がございます。
6. **テニスコート外でのボール使用、ゴミの放置、ペットを連れての入場、その他、迷惑となる行為等**は禁止となります。
7. **サイレントプレー**のご協力をお願いいたします。（大声による声援や笑い声等はお控え下さい）
8. 令和3年4月1日施行 清瀬市受動喫煙防止条例に伴い、**この敷地において喫煙を禁止**とします。  
※加熱式たばこ等も含む
9. 天災やその他やむを得ない事情により施設の営業を休止することがあります。  
ご利用途中でも施設側から中断、施設クローズをさせていただく場合があります。
10. 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれに準ずる者又はその構成員による施設への入場及び利用は一切禁止といたします。
11. テニスコート内における自己又は他者の商品の販売や販促等、**営利を目的としたイベント行為等は禁止**といたします。
12. テニスコート内における政治活動、宗教活動、労働争議、署名活動、勧誘等、若しくはこれらの活動の支援を目的とする行為も禁止といたします。
13. 自動車でお越しの際は、近隣のコインパーキングをご利用下さい。路上駐車等は決して行わないで下さい。
14. ボール等が近隣住民の敷地内に入ってしまった場合は、無断で敷地内に侵入するのは絶対におやめください。
15. ボール等が道路に飛んでしまった場合は、放置せずに速やかにボール等の回収をお願いいたします。
16. 忘れ物は約1ヵ月間施設にて保管し、その後東村山警察署へ届け出ております。紛失から1ヵ月以上経過している物につきましては、直接東村山警察署までお問い合わせ下さい。
17. テニスコートの備品を破損してしまった場合は、速やかに当施設のスタッフにお伝え下さい。  
条例に基づき、原状回復の義務がありますので、修理費用等のご請求をさせていただきます。
18. **一つの施設で複数の団体が活動をする場合（大会や招待試合等）の責任者は、申請団体となります。**  
その他の団体（チーム）又は個人が利用する場合には申請団体の代表者が責任をもってその利用者全員に当規約の内容を説明の上、遵守させてください。

# 利用規約

利用者は清瀬内山運動公園テニスコート及びクラブハウスを使用するにあたり  
下記項目を確認し遵守して頂きますようご協力宜しくお願いいたします。

## 記

1. 清瀬内山運動公園テニスコート（以下：テニスコート）内での飲料は、水のみとします。  
それ以外の飲料・食事は禁止といたします。コート外またはクラブハウス内での飲食（飲酒不可）の場合は、ゴミは各自でお持ち帰り下さい。
2. テニスコート内でのプレーにつきまして、泥酔者、酒気を帯びてのプレー、上半身裸でのプレー又はその他公の秩序もしくは善良な風俗を害する恐れがあるプレーも禁止といたします。
3. テニスコートでの怪我、事故、盗難、紛失、駐車場トラブルなどに関しては一切の責任を負いかねます。  
当事者同士で解決して頂きますようお願いいたします。
4. 利用者又はその他第三者との間で発生した本施設でのトラブルについては一切の責任を負いかねます。  
場合によって、施設側の判断で警察を呼ぶ可能性もございます。
5. **ご利用時間（後片付け時間含む）は厳守**して頂きますようご協力宜しくお願いいたします。  
規約違反を発見した場合、利用を中止させて頂く場合がございます。
6. **テニスコート外（駐車場等）でのボール使用、ゴミの放置、ペットを連れての入場、その他、迷惑となる行為等**は禁止となります。
7. 令和3年4月1日施行 清瀬市受動喫煙防止条例に伴い、この敷地において喫煙を禁止とします。  
※加熱式たばこ等も含む
8. 天災やその他やむを得ない事情により施設の営業を休止することがあります。  
ご利用中でも施設側から中断、施設クローズをさせていただく場合があります。
9. 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれに準ずる者又はその構成員による施設への入場及び利用は一切禁止といたします。
10. テニスコート内における自己又は他者の商品の販売や販促等、**営利を目的としたイベント行為等は禁止**といたします。
11. 広場内における政治活動、宗教活動、労働争議、署名活動、勧誘等、若しくはこれらの活動の支援を目的とする行為も禁止といたします。
12. 自動車でお越しの際は、定められた場所に駐車し、路上駐車等は決して行わないでください。
13. ボール等が野球場側へ入ってしまった際に、野球場を利用している団体様がいる場合は、立入はご遠慮下さい。  
その際は、下宿地域市民センター（042-493-4033）までご連絡下さい。
14. ボール等が道路に飛んでしまった場合は、放置せずに速やかにボール等の回収をお願いいたします。
15. 忘れ物は約1ヵ月間施設にて保管し、その後東村山警察署へ届け出ております。紛失から1ヵ月以上経過している物につきましては、直接東村山警察署までお問い合わせ下さい。
16. テニスコートの備品を破損してしまった場合は、速やかに当施設のスタッフにお伝え下さい。  
条例に基づき、原状回復の義務がありますので、修理費用等のご請求をさせていただきます。
17. **一つの施設で複数の団体が活動をする場合（大会や招待試合等）の責任者は、申請団体となります。**  
その他の団体（チーム）又は個人が利用する場合には申請団体の代表者が責任をもってその利用者全員に当規約の内容を説明の上、遵守させてください。

以上

# 利用規約

利用者は清瀬内山運動公園野球場及びクラブハウスを使用するにあたり  
下記項目を確認し遵守して頂きますようご協力宜しくお願いいたします。

## 記

1. 清瀬内山運動公園野球場（以下：野球場）内での飲料は、水のみとします。  
それ以外の飲料・食事は禁止といたします。野球場外またはクラブハウス内での飲食（飲酒不可）の場合は、ゴミは各自でお持ち帰り下さい。
2. 野球場内でのプレーにつきまして、泥酔者、酒気を帯びてのプレー、上半身裸でのプレー又はその他公の秩序もしくは善良な風俗を害する恐れがあるプレーも禁止といたします。
3. 野球場での怪我、事故、盗難、紛失、駐車場トラブルなどに関しては一切の責任を負いかねます。  
当事者同士で解決して頂きますようお願いいたします。
4. 利用者又はその他第三者との間で発生した本施設でのトラブルについては一切の責任を負いかねます。  
場合によって、施設側の判断で警察を呼ぶ可能性もございます。
5. **ご利用時間（後片付け時間含む）は厳守**して頂きますようご協力宜しくお願いいたします。  
規約違反を発見した場合、利用を中止させて頂く場合がございます。
6. **野球場外（駐車場・スロープ・階段等）でのボール・バット使用、ゴミの放置、ペットを連れての入場、その他、迷惑となる行為等**は禁止となります。
7. 令和3年4月1日施行 清瀬市受動喫煙防止条例に伴い、**この敷地において喫煙を禁止**とします。  
※加熱式たばこ等も含む
8. 天災やその他やむを得ない事情により施設の営業を休止することがあります。  
ご利用中でも施設側から中断、施設クローズをさせていただく場合があります。
9. 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれに準ずる者又はその構成員による施設への入場及び利用は一切禁止といたします。
10. 野球場内における自己又は他者の商品の販売や販促等、**営利を目的としたイベント行為等は禁止**といたします。
11. 野球場内における政治活動、宗教活動、労働争議、署名活動、勧誘等、若しくはこれらの活動の支援を目的とする行為も禁止といたします。
12. 自動車でお越しの際は、定められた場所に駐車し、路上駐車等は決して行わないでください。
13. **硬球の使用は禁止**となっております。テニスコートやサッカー場にボールが飛んでいかないようにご配慮下さい。また、使用団体は必要に応じてフェンス等に適切に人員を配置し、利用者や近隣住民の安全確保を徹底してください。
14. 忘れ物は約1ヵ月間施設にて保管し、その後東村山警察署へ届け出ております。紛失から1ヵ月以上経過している物につきましては、直接東村山警察署までお問い合わせ下さい。
15. 野球場の備品を破損してしまった場合は、速やかに当施設のスタッフにお伝え下さい。  
条例に基づき、原状回復の義務がありますので、修理費用等のご請求をさせていただきます。
16. **一つの施設で複数の団体が活動をする場合（大会や招待試合等）の責任者は、申請団体となります。**  
その他の団体（チーム）又は個人が利用する場合には申請団体の代表者が責任をもってその利用者全員に当規約の内容を説明の上、遵守させてください。

以上

# 利用規約

利用者は下宿地域市民センター及び市民体育館を使用するにあたり  
下記項目を確認し遵守して頂きますようご協力宜しくお願いいたします。

## 記

1. 下宿地域市民センター及び市民体育館（以下：施設）内での水分補給を除く飲食（飲酒不可）は、1F 受付横のフリースペースエリアと入口横の[いこいのテラス]のみとさせて頂いております。飲酒をご希望される場合は、会議室や集会室等をご予約の上、利用料金のお支払い時に必ず受付までお申し付けください。（**飲酒は別途料金が発生します**）
2. 施設（市民体育館や柔剣道室等）内でのプレーにつきまして、泥酔者、酒気を帯びてのプレー、上半身裸でのプレー又はその他公の秩序もしくは善良な風俗を害する恐れがあるプレーも禁止といたします。
3. 施設での怪我、事故、盗難、紛失、駐車場トラブルなどに関しては一切の責任を負いかねます。当事者同士で解決して頂きますようお願いいたします。
4. 施設利用者又はその他第三者との間で発生した本施設でのトラブルについては一切の責任を負いかねます。場合によって、施設側の判断で警察を呼ぶ可能性もございます。
5. **ご利用時間（後片付け時間含む）は厳守**して頂きますようご協力宜しくお願いいたします。規約違反を発見した場合、利用を中止させて頂く場合がございます。
6. **施設内外（駐車場・階段・通路等）でのボール使用、ゴミの放置、ペットを連れての来館、その他、迷惑となる行為等**は禁止となります。
7. 令和3年4月1日施行 清瀬市受動喫煙防止条例に伴い、**この敷地において喫煙を禁止**とします。  
※加熱式たばこ等も含む
8. 天災やその他やむを得ない事情により施設の営業を休止することがあります。ご利用途中でも施設側から中断、施設クローズをさせていただく場合があります。
9. 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれに準ずる者又はその構成員による施設への入場及び利用は一切禁止といたします。
10. 施設内における自己又は他者の商品の販売や販促等、**営利を目的としたイベント行為等は禁止**といたします。
11. 施設内における政治活動、宗教活動、労働争議、署名活動、勧誘等、若しくはこれらの活動の支援を目的とする行為も禁止といたします。
12. 自動車でお越しの際は、定められた場所に駐車し、路上駐車等は決して行わないでください。
13. 施設内は、**火気厳禁**となります。もし、自身で用意されている備品を使用したい場合は、**予約前に施設までお問い合わせ下さい。**
14. 忘れ物は約1ヵ月間施設にて保管し、その後東村山警察署へ届け出ております。紛失から1ヵ月以上経過している物につきましては、直接東村山警察署までお問い合わせ下さい。
15. 施設の備品を破損してしまった場合は、速やかに当施設のスタッフにお伝え下さい。条例に基づき、原状回復の義務がありますので、修理費用等のご請求をさせていただきます。
16. **一つの施設で複数の団体が活動をする場合（大会や招待試合等）の責任者は、申請団体となります。**  
その他の団体（チーム）又は個人が利用する場合には申請団体の代表者が責任をもってその利用者全員に当規約の内容を説明の上、遵守させてください。

以上

# 利 用 規 約

利用者は清瀬内山運動公園サッカー場及びクラブハウスを使用するにあたり  
下記項目を確認し遵守して頂きますようご協力宜しくお願いいたします。

## 記

1. 清瀬内山運動公園サッカー場（以下：サッカー場）内での飲料は、水のみとします。  
それ以外の飲料・食事は禁止といたします。場外またはクラブハウス内での飲食（飲酒不可）の場合は、ゴミは各自でお持ち帰り下さい。
2. サッカー場内でのプレーにつきまして、泥酔者、酒気を帯びてのプレー、上半身裸でのプレー又はその他公の秩序もしくは善良な風俗を害する恐れがあるプレーも禁止といたします。
3. サッカー場での怪我、事故、盗難、紛失、駐車場トラブルなどに関しては一切の責任を負いかねます。  
当事者同士で解決して頂きますようお願いいたします。
4. 利用者又はその他第三者との間で発生した本施設でのトラブルについては一切の責任を負いかねます。  
場合によって、施設側の判断で警察を呼ぶ可能性もございます。
5. **ご利用時間（後片付け時間含む）は厳守**して頂きますようご協力宜しくお願いいたします。  
規約違反を発見した場合、利用を中止させて頂く場合がございます。
6. **サッカー場外（駐車場・スロープ・階段等）でのボール使用、ゴミの放置、ペットを連れての入場、その他、迷惑となる行為等**は禁止となります。
7. 令和3年4月1日施行 清瀬市受動喫煙防止条例に伴い、**この敷地において喫煙を禁止**とします。  
※加熱式たばこ等も含む
8. 天災やその他やむを得ない事情により施設の営業を休止することがあります。  
ご利用途中でも施設側から中断、施設クローズをさせていただく場合があります。
9. 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれに準ずる者又はその構成員による施設への入場及び利用は一切禁止といたします。
10. サッカー場内における自己又は他者の商品の販売や販促等**営利を目的としたイベント行為等は禁止**となります。
11. サッカー場内における政治活動、宗教活動、労働争議、署名活動、勧誘等、若しくはこれらの活動の支援を目的とする行為も禁止といたします。
12. 自動車でお越しの際は、定められた場所に駐車し、路上駐車等は決して行わないでください。
13. **水再生センターへの立入は禁止**となっております。もしボール等が水再生センター側へ落ちてしまった場合は、下宿地域市民センター（042-493-4033）までご連絡下さい。また、落とし物につきまして、不定期回収となりますので予めご了承ください。
14. 忘れ物は約1ヵ月間施設にて保管し、その後東村山警察署へ届け出ております。紛失から1ヵ月以上経過している物につきましては、直接東村山警察署までお問い合わせ下さい。
15. サッカー場の備品を破損してしまった場合は、速やかに当施設のスタッフにお伝え下さい。  
条例に基づき、原状回復の義務がありますので、修理費用等のご請求をさせていただきます。
16. **一つの施設で複数の団体が活動をする場合（大会や招待試合等）の責任者は、申請団体となります。**  
その他の団体（チーム）又は個人が利用する場合には申請団体の代表者が責任をもってその利用者全員に当規約の内容を説明の上、遵守させてください。
17. **《転倒防止の為、ゴールの重りは毎回必ずして頂きますようご協力宜しくお願いいたします。》**

以上